

## S S P 宿舎運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）は、SAGAスポーツピラミッド構想に基づき、優秀な中学生アスリートが県内の高校に進学し、県内で競技を継続しやすい環境を整備するために競技団体等が指定する県内高校生等に対する宿舎の運営費の一部として、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付の対象経費等)

第2条 補助金の対象経費及び交付率等は、別表に定めるとおりとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者は、本協会の加盟競技団体、加盟関係団体及びその他会長が必要と認める団体（以下「各関係団体等」という。）並びに各関係団体等が指定する者（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助金の交付申請)

- 第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）を本協会会長（以下「会長」という。）あてに提出しなければならない。
- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、別途会長が定める日までとし、その提出部数は1部とする。
  - 3 補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要する標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

- 第5条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 佐賀県補助金等交付規則（以下「規則」という。）及びこの要綱の規定に従うこと。
  - (2) 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の一部を取消し又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
  - (3) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、変更が生じた日から起算して2週間以内に変更承認申請書（様式第2号）を提出し、会長の承認を受けること。
  - (4) 補助事業を中止し又は廃止する場合においては、会長の承認を受けること。
  - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
  - (6) 補助事業者は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係書類とともに補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 会長は、第4条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合は、提出され

た事業計画書について、SSP基金等管理委員会が定めた基準により審査を行い適合すると認められる場合は、補助金の交付決定を行い申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、概算払いにより交付することができる。

2 補助金交付請求書は、様式第3号のとおりとする。

(実績報告)

第8条 補助金交付決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

2 実績報告において、決算額のうち補助対象経費の合計額が既交付額に達しない場合は、期限を定めてその差額の返納を命じるものとする。

(交付の取消し等)

第9条 補助事業者がこの要綱に定める事項を履行しないとき、又は事業運営内容が適当でないと会長が認めたときは、補助金の交付を取消し、既に交付している補助金があるときは、その補助金の返納を命ずることがある。

2 会長は、補助事業者の構成員等が次の各号に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

(状況報告及び調査)

第10条 会長は、必要に応じて補助事業者から補助事業等の遂行の状況について報告を求め、又は調査することができる。

(経理の監査)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、補助事業にかかる経理について監査を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。
- 2 令和3年12月27日一部改正、同日施行
- 3 令和5年4月1日一部改正、同日施行

別表（第2条関係）

対象経費	①補助事業者が生徒の宿舎としてアパート等を借り上げる場合の経費
対象科目	使用料及び賃借料
交付要件	<p><b>【賃借料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者が生徒の宿舎としてアパート等を借り上げる場合の賃借料（ただし、敷金、礼金等の初期費用は除く。なお、賃借料は、通常前月払いとなるため、対象期間の賃借料と認められる場合は補助の対象とする。）</li> </ul> <p>※賃貸契約が個人名義となる場合または、各関係団体等が指定する者が交付申請する場合は、各関係団体等からの申出（別紙3）が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入居生徒数の認定日は、毎月1日時点とする。</li> <li>下記の金額を上限とする。 1件当たりの入居生徒数が4人以下の場合は、50,000円/月とし、5人目からは1人につき10,000円/月を加算する額</li> </ul>
その他	会長が必要と認めるもの
対象経費	②各関係団体等との契約に基づき、宿舎の生活支援を行う者に支払う経費
対象科目	報償費
交付要件	<p><b>【謝金等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各関係団体等が指定する宿舎における生徒の生活管理、食事、洗濯等の生活支援に関して各関係団体等が個人との取決め（契約、協定、覚書等）により支払う謝金相当額（4人以上の生徒を集団で生活支援する場合に限る。ただし、借家の管理業務に付随する場合や業として対価を得ている場合を除く。）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>入居生徒数の認定日は、毎月1日時点とする。</li> <li>下記の金額を上限とする。 45,000円/月とし、540,000円/年 ただし、個人との取決め（契約、協定、覚書等）が破棄された場合、該当月分については、45,000円/月を日割りした額（千円未満切捨て）</li> </ul>
その他	会長が必要と認めるもの
補助率	10/10（ただし、上限は上記のとおりとする。）
対象期間	各年度4月～3月事業実施分
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての経費について、領収書は原本を提出すること。</li> <li>対象経費の支出金額（支出見込みも含む）について、要綱第10条に基づき、別途定める様式を用いて、2月末日に執行状況を報告すること。</li> </ul>